

三郷市ネーミングライツ・パートナー（施設提案募集型）募集要項

1 趣旨

三郷市（以下、「本市」という。）では、公共施設に対し、別に愛称を提案する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を付与し、対価を得ることにより安定的な財源を確保し、施設等の良好な運営を図り、また、民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力や、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 ネーミングライツの概要

- (1) 本市では契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、施設等の運営維持と利用者のサービス向上を図ります。
- (2) ネーミングライツの導入により市が得た対価（金銭以外の役務、現物の提供等を含む）については、原則として当該施設の維持管理や運営に充てることとします。
- (3) ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設等の名称は変更しません。

3 対象施設

ネーミングライツは、次の各号のいずれかに該当する施設を対象とします。

- (1) ネーミングライツを導入する対象施設として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園などの市有施設（及びそれらの一部）、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。（以下、「施設等」という。）
- (2) 対象とする施設は名称の設定に特段の経緯があるものや性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。（例：市役所庁舎や学校等）
※ネーミングライツを既に導入している施設等は対象外とします。

4 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい法人、その他の団体（以下、「団体等」という。）が応募できるものとします。

ただし、次の事項に該当する団体等は応募することが出来ません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等
- イ 三郷市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている団体等
- ウ 応募書類の提出時時点で、公租公課を滞納している団体等
- エ 会社更生法第17条又は民事再生法21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）

- オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体等
- カ 公序良俗に反する事業を行う団体等
- キ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下、「暴力団員等」という。）
- コ 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、暴力団員等に該当するものがあるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
※ク～コについては、三郷市暴力団排除条例に準拠
- サ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体等（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- シ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体等

5 愛称の条件

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- カ その他、市長が愛称として使用することが適当でないと認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。

6 契約期間

(1) 市有施設の場合

原則3年以上の期間で提案をしてください。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) イベントや講座等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

7 ネーミングライツ料

消費税及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

8 ネーミングライツ料以外の費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHP の表示変更	○	

9 応募方法

(1) 事前相談

ネーミングライツの取得を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。

(2) 応募書類の受付

事前相談を行ったうえ、応募書類を提出してください。

(3) 応募書類の作成等

ア 応募書類は下記（応募書類一覧）に記載する書類を各1部提出してください。

イ 応募書類以外に書類の提出を求める場合があります。

ウ 応募書類の作成及び申込に要する経費は応募者負担とします。

エ 応募書類は返却しません。

※必要に応じてプレゼンテーション・ヒアリングを行う場合があります。

(4) 提出先

持参の場合 三郷市企画総務部企画調整課（三郷市役所5階）

（土・日曜日・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合 〒341-8501 三郷市花和田648番地1

三郷市企画総務部企画調整課

【応募書類一覧】

番号	書類名（標題）	備考
1	三郷市ネーミングライツ・パートナー （提案募集型）応募申込書	
2	法人概要（様式は任意）	会社概要等

3	登記事項証明書（全部事項証明書）	原則として3か月以内に発行されたもの
4	法人の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）	・市税、県税、国税について必要 ・直近のもの
5	決算書	直近3年間分の貸借対照表、損益計算書等

10 選定方法

市職員で組織するネーミングライツ・パートナー選定審査委員会（以下、「委員会」という。）において、応募内容を総合的に審査、評価し、提案に対する採用の可否や施設特定募集型への移行について決定を行います。なお審査基準は次のとおりです。

(1) 審査基準

ア ネーミングライツを導入する対象施設（「施設提案募集型」のみ）

- ・施設の設置目的や経緯から、導入が妥当か

イ 応募団体

- ・応募資格は適正か
- ・応募団体等の経営は健全か
- ・施設と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など

ウ 応募の趣旨

- ・市民サービスの向上等に係る提案か など

エ 愛称

- ・親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか
- ・施設の管理運営に支障が生じないか など

オ ネーミングライツ料

- ・応募金額等は妥当か
- ・市の負担経費（サイン表示板架替え費用等）と比較して妥当か など

カ 導入期間

- ・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

(2) その他留意事項

あらためてネーミングライツ・パートナーを募集することにより、複数の応募が見込まれる場合（例：大規模で知名度の高い施設など）は、審査の結果、手続きの途中で施設特定募集型の手続きに転換することがあります。

11 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定

- ・ 委員会において応募書類を総合的に判断し、提案に対する採用の可否を決定いたします。
- ・ ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

(2) 契約

交渉権決定後、個別に協議を行い双方の合意がなされた場合契約の締結を行います。

(3) ネーミングライツ・パートナーの公表

契約締結後、すみやかに当該団体等の名称、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ、「広報みさと」等により公表します。

12 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

13 問い合わせ及び申込先

三郷市企画調整課（三郷市役所 5 階）

住所 〒341 - 8501 三郷市花和田 648 - 1

電話 048 - 930 - 7763